

## 介護老人保健施設いずみ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設いずみ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出いただきます。

### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残

額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月1日（休日の場合はその翌日）に発行し、所定の方法で交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の10日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

第9条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 利用者、家族の希望・状況にあわせ、成年後見制度の利用を支援する

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関への診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設いずみのご案内  
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

|   |      |                         |         |              |
|---|------|-------------------------|---------|--------------|
| ア | 施設名  | 介護老人保健施設 いずみ            |         |              |
| イ | 開設年月 | 平成 11 年 10 月 1 日        |         |              |
| ウ | 所在地  | 栃木県さくら市氏家 2 6 5 0 番地    |         |              |
| エ | 電話番号 | 028-681-8822            | ファックス番号 | 028-682-8834 |
| オ | 管理者名 | 江口 光興                   |         |              |
| カ | 指定番号 | 介護老人保健施設 (0952680031 号) |         |              |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設いずみの運営方針]

- ア 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「明るい笑顔」で「清潔」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- イ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

|         | 入所・短期入所 |      |     |          |     |      | 通所リハ |      |     |     |     |  |
|---------|---------|------|-----|----------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|--|
|         | 常勤      |      |     | 非常勤      |     |      | 常勤   |      |     | 非常勤 |     |  |
|         | 専従      | 兼務   | 換算数 |          | 換算数 | (夜間) | 専従   | 兼務   | 換算数 |     | 換算数 |  |
| 医師      |         | 1    | 0.9 |          |     |      |      | (1)  | 0.1 |     |     |  |
| 薬剤師     |         | 1    | 0.3 | ※黒須病院と兼務 |     |      |      |      |     |     |     |  |
| 看護職員    | 5       | 1    | 0.9 |          |     | (1)  | 2    | (1)  | 0.1 |     |     |  |
| 介護職員    | 21      |      |     |          |     | (3)  | 4    |      |     |     |     |  |
| うち介護福祉士 | (21)    |      |     |          |     |      | (4)  |      |     |     |     |  |
| 介護支援専門員 | 1       |      |     |          |     |      |      |      |     |     |     |  |
| 支援相談員   | 2       |      |     |          |     |      |      |      |     |     |     |  |
| 理学療法士   |         | 1    | 0.6 |          |     |      |      | (1)  | 0.3 |     |     |  |
| 作業療法士   |         | 3(1) | 2.7 |          |     |      |      | 1(3) | 1.2 |     |     |  |
| 言語聴覚士   |         | 1    | 0.9 |          |     |      |      | (1)  | 0.1 |     |     |  |
| 管理栄養士   | 1       | 1    | 0.5 | ※黒須病院と兼務 |     |      |      |      |     |     |     |  |
| 事務職員    |         | 2    | 1.2 |          |     |      |      | (2)  | 0.4 |     |     |  |
| 合 計     | 30      | 12   | 8.0 |          |     | (4)  | 6    | 1    | 2.2 |     |     |  |

※常勤の事務職員は訪問看護と兼務

- (4) 入所定員等
- ・定員 80名
  - ・療養室 4人室 20室
- (5) 通所定員等
- ・定員 39名／1日
  - ・営業日 年末・年始(12／30～1／3)を除く、  
毎週月曜日から土曜日までの6日間
  - ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (6) 通常の事業の実施地域
- さくら市、高根沢町、宇都宮市、塩谷町

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 7時30分～ 8時00分
  - 昼食 12時00分～12時30分
  - 夕食 18時00分～18時30分
- ⑤ 入浴（一般浴室のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴室で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑫ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 社会医療法人 恵生会 黒須病院
  - ・住 所 栃木県さくら市氏家2650番地
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 塩野歯科医院
  - ・住 所 栃木県さくら市櫻野415-1

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情のない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご相談ください。
- ・面会時間 10:00～20:00 注 風邪などにかかられている方の面会はお断りいたします。
- ・外出・外泊 必ず届出を出していただきます。
- ・緊急連絡先 身元引受人又は利用者の親族の入院などで緊急連絡先が変更になった場合、都度ご連絡ください。
- ・飲酒・喫煙 禁止しています。
- ・火気の手扱い 禁止しています。
- ・設備・備品の利用 許可を得て使用すること。
- ・所持品・備品等の持ち込み 指定物以外禁止。なお、私物には必ず氏名を記入していただきます。
- ・金銭・貴重品の管理 利用者管理とし、原則持込禁止です。
- ・外泊時等の施設外での受診 緊急時のみとし、必ず報告していただきます。
- ・宗教活動 禁止しています。
- ・ペットの持ち込み 禁止しています。

#### 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等が設置されています。
- ・防災訓練 年2回

#### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 028-681-8822)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階相談室前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

#### 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。



## 要望及び苦情等の相談窓口

(令和6年10月16日現在)

介護老人保健施設 いずみ

当施設における苦情のご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

また、担当者が不在の時は、担当者に必ず連絡をとることといたします。

### 1. 要望及び苦情等の相談窓口

○相談窓口： 相談担当者 菊池 光 ・ 津浦 悦子 ・ 大越 彪雅

○相談時間： 9：00～17：00

○電 話： 028-681-8822

FAX： 028-682-8834

E-mail：[izumi@kurosuhospital.jp](mailto:izumi@kurosuhospital.jp)

### 2. 行政機関とその他苦情受付機関

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木県国民健康保険団体連合会 | 住 所 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階<br>電 話 028-643-2220<br>F A X 028-643-5411<br>受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 栃木県運営適正化委員会    | 住 所 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内<br>電 話 028-622-2941<br>F A X 028-622-2316<br>受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 各市町介護保険係       | さくら市 高齢課<br>電 話 028-681-1155<br>高根沢町 健康福祉課 高齢者介護係<br>電 話 028-675-8105<br>宇都宮市 高齢福祉課<br>電 話 028-632-8989<br>矢板市 高齢対策課<br>電 話 0287-43-3896<br>那須烏山市 健康福祉課 介護保険担当<br>電 話 0287-88-7115<br>那須塩原市 高齢福祉課 介護管理係<br>電 話 0287-62-7191<br>那須町 保健福祉課 介護保険係<br>電 話 0287-72-6910<br>日光市 高齢福祉課 介護サービス係<br>電 話 0288-21-5100<br>芳賀町 健康福祉課 介護保険係<br>電 話 028-677-6015<br>那珂川町 健康福祉課 高齢福祉係<br>電 話 0287-92-1119 |

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防入所療養介護）及び重要事項説明書  
（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）保険給付の自己負担額

① 基本サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

| （短期入所療養介護） |             | （介護予防短期入所療養介護） |          |
|------------|-------------|----------------|----------|
| ・要介護 1     | 8 3 0 単位    | ・要支援 1         | 6 1 3 単位 |
| ・要介護 2     | 8 8 0 単位    | ・要支援 2         | 7 7 4 単位 |
| ・要介護 3     | 9 4 4 単位    |                |          |
| ・要介護 4     | 9 9 7 単位    |                |          |
| ・要介護 5     | 1, 0 5 2 単位 |                |          |

② 各種加算

|                  |                                            |              |
|------------------|--------------------------------------------|--------------|
| *夜勤職員配置加算        | 入所者等の数が 2 0 人又はその端数を増すごとに夜勤職員を 1 人以上配置した場合 | 2 4 単位／1 日   |
| *個別リハビリテーション実施加算 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合        | 2 4 0 単位／1 日 |
| *緊急短期入所受入加算      | 居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を行った場合  | 9 0 単位／1 日   |
| *若年性認知症利用者受入加算   | 若年性認知症入所者に対して、個別の担当者を決め施設サービスを行った場合        | 1 2 0 単位／1 日 |

|                  |                                                           |                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| *重度療養管理加算        | 要介護4又は5であって厚生労働大臣の定める状態にあるものに医学的管理を行った場合                  | 120単位／1日                    |
| *在宅復帰・在宅療養支援機能加算 | 施設が一定の在宅復帰・在宅療養機能を有すると評価された場合                             | 51単位／1日                     |
| *送迎加算            | 居宅と施設間の送迎を行う場合<br>通常送迎の実施地域 さくら市・高根沢町・宇都宮市・塩谷町<br>(片道につき) | 184単位／1回                    |
| *総合医学管理加算        | 治療管理を目的とした短期入所療養介護を行った場合                                  | 275単位／1日                    |
| *療養食加算           | 糖尿病食、腎臓病食等が適切に提供された場合<br>(1日3回を限度)                        | 8単位／1回                      |
| *認知症専門ケア加算(Ⅰ)    | 認知症の程度が一定レベル以上の者に対して、専門的な研修を終了している職員を一定以上配置してケアを行った場合     | 3単位／1日                      |
| *生産性向上推進体制加算     | 介護現場に介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性の向上を行った場合                  | (Ⅰ) 100単位／1月<br>(Ⅱ) 10単位／1月 |
| *サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合                          | 22単位／1日                     |
| *介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ | 介護職員等の賃金の改善に要する費用                                         | 所定単位数×9.7%                  |

### ③ 地域区分による加算

当施設の所在するさくら市は地域区分が7級地になります。

そこで、①基本サービス費と②各種加算の該当分を合計した単位数に10.14円を乗じた介護給付総額から、保険者負担を差し引いた金額をご負担いただくことになります。

なお、円未満は切り捨てになります。

(2) その他の料金

① 食費 1,750円／1日

朝食 550円 昼食 600円 夕食 600円

(ただし、食費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費 (療養室の利用料) 650円／1日

(ただし、滞在費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

\*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、次頁の資料をご覧ください。

③ 日用品費 300円／1日

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費 100円／1日

レクリエーションや倶楽部活動で使用する画用紙、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 理美容代 2,000円～2,500円(実費)

⑥ 電話代 実費

⑦ 健康管理費 実費

インフルエンザや肺炎球菌のワクチン接種に係る費用で希望された場合にお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

- ・毎月1日(休日の場合はその翌日)に、前月分の請求書を発行しますので、その月の10日までににお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(退所日に一括精算する方法としても可)
- ・お支払い方法は、現金(カード支払いを含む)・銀行振込の2方法があります。利用申込み時にお選びください。

《資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に

該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けている方、または世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方

【利用者負担第2段階】

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、公的年金収入金額とその他の合計所得金額が年間80万円以下の方。ただし、預貯金等の金額が650万円（配偶者がいる方は合計1,650万円）を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

【利用者負担第3段階①】

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、公的年金収入金額とその他の合計所得金額が年間80万円超120万円以下の方。ただし、預貯金等の金額が550万円（配偶者がいる方は合計1,550万円）を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

【利用者負担第3段階②】

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、公的年金収入金額とその他の合計所得金額が120万円を超える方。ただし、預貯金等の金額が500万円（配偶者がいる方は合計1,500万円）を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額と基準費用額（1日当たり）

|             |            | 食 費                    | 居住費（滞在費）<br>＜多床室＞ |
|-------------|------------|------------------------|-------------------|
| 負<br>担<br>額 | 利用者負担第1段階  | 300円                   | 0                 |
|             | 利用者負担第2段階  | 600円                   | 430円              |
|             | 利用者負担第3段階① | 1,000円（令和8年8月から1,030円） |                   |
|             | 利用者負担第3段階② | 1,300円（令和8年8月から1,360円） |                   |
| 基準費用額       |            | 1,445円                 | 437円              |

<別紙 3>

個人情報の利用目的  
(平成17年10月1日現在)

介護老人保健施設いずみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

【介護老人保健施設内部での利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・管理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を行う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

年 月 日

氏 名

# 個人情報利用同意書

年 月 日

介護老人保健施設いずみ

管理者 江口 光興 殿

＜利用者＞

住 所

氏 名

＜成年後見人＞

住 所

氏 名

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

私どもは、貴施設の個人情報利用について、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙3により、その利用目的等に関して、担当者による説明を受け、その内容を十分理解した上で同意します。

なお、介護サービスの提供に必要として提示された下記の具体的利用項目についても、異議なく利用に同意します。

また、これらの個人情報の利用に関して、今後利用を希望しないものが発生した場合には、すぐに担当者に申し出ることとします。

## 記

＜具体的利用項目＞

1. 療養室入口、車椅子に入所者氏名を掲示すること。
2. 事務室内、通所リハ室内、サービスステーション内に「入所者一覧」または「通所者一覧」を掲示すること。
3. サービスステーション前に「面会簿」を備え付けること。
4. エレベータホールの「メッセージボックス」に入所者氏名を掲示すること。
5. 施設の行事・レクリエーション等で撮影した写真を施設内に掲示するほか、広報誌、ホームページ等に掲載すること。
6. 入所者・通所者が作成したぬり絵・手工芸等の作品を作成者氏名入りで施設内に展示すること。

以 上